那 賀 町 工 事 設 計 書

上那賀支所地域振興室						
第　　号	作成	当初設計	課　長	課長補佐　係　長	課　員	課　員　審査者
事　業　年　度	令和　8　年度					
工事名又は業務名	令和8年度 道路災害復旧工事R8災第3号 町道水崎線				設計者職氏名　　印	
路　線　名　等	町道水崎線	工事種別	道路改良工事		上那賀支所 地域振興室 係長 上田 善浩	
工事又は業務箇所	那賀郡那賀町水崎		予算区分	国庫補助		
工事又は業務概要	復旧延長 L=10m 土工 1式 モルタル吹付工 78㎡ 植生マットエ 20㎡ 大型土のう工 8袋					

区分 / 費目	当初設計	第1回変更設計	第2回変更設計	第3回変更設計	第4回変更設計	備　考
	円	円	円	円	円	設計金額:1,579,300円≒1,579,000円
予 算 額						工事雑費:4,579,000×0.015=68,685円≒68,000円
設計金額	()	()	()	()	()	実施設計額(合):4;579,000円+68,000円=4,647,000円
請負金額	()	()	()	()	()	※上段:(税込み) ※下段: 税抜き

当初積算情報			工　期
	諸 経 費 区 分	公共 令和08年度	
	工 種 区 分	道路改良工事	記
	単 価 適 用 年 月 日	令和08年09月01日公共 (訂正資料)	
	単 価 地 区	那賀2	事　受注業者
	機 損 適 用 年 月 日	令和08年　公共機械損料	
	歩 掛 適 用 年 月 日	令和08年07月 公　共	

総　括　表

費　日　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
工事費						
本工事費	1	式				
道路改良工事02	1	式				
合計	1	式				

那賀町

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
道路改良工事02						
	1	式				
土工						
	1	式				
掘削 現場制約有						
土砂						
	3	m3			P　1 号	
掘削 現場制約有						
岩塊・玉石						
	5	m3			P　2 号	
掘削 片切掘削 破砕片除去無し						
軟岩						
	3	m3			P　3 号	
掘削(砂防)						
転石						
	4	m3			P　4 号	
積込(ルーズ)						
土砂 小規模(標準)						
	40	m3			P　5 号	
土砂等運搬						
小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂						
	40	m3			P　6 号	
残土処理費						
	40	m3				
法面工						
	1	式				
法面整形						
切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土						
	20	m2			P　7 号	
法面整形						
切土部 軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ、中硬岩、硬岩						
	40	m2			P　8 号	

那賀町

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
法面整形 切土部 軟岩Ⅰ	40	m2			P　9 号	
モルタル吹付工 厚10cm 施工規模100m2未満	78	m2			施　1 号	
植生マット工 施工規模250m2未満	20	m2			施　2 号	
大型土のう工	1	式				
大型土のう製作･設置 設置作業半径5m以下	8	袋			施　3 号	
大型土のう撤去 設置作業半径6m以下	8	袋			施　4 号	
廃プラ	0.017	t				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
準備費	1	式				
木くず(伐採木根､竹根)	1	t				

那賀町

本　工　事　費　内　訳　書

費　日　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
現場発生品及び支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t積級 2.9t吊	1	t			P 10 号	
支障木伐採処理費	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

那賀町

【 第　1 号 施工単価表 】

モルタル吹付工　厚10cm 施工規模100m2未満　　1　m2 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
法面工 (ﾓﾙﾀﾙ吹付) 厚10cm	1	m2				
諸雑費　(丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

那賀町

【 第　2 号 施工単価表 】

植生マット工 施工規模250m2未満　　1　　m2 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
法面工（植生ﾏｯﾄ） 肥料袋付	1	m2				
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

那賀町

【 第　3 号 施工単価表 】

大型土のう製作･設置　設置作業半径5m以下　　10　　袋 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
1t土のう 丸型 φ110cm×108cm	10	袋				
バックホウ運転(クレーン機能付)(賃料) ｸﾛｰﾗ型･後方超小旋回型 ﾊﾞｹｯﾄ容量0.45m3		日				
諸　雑　費　　(率＋丸め)		%				
計						
単位当たり						

那賀町

【 第　4 号 施工単価表 】

大型土のう撤去　設置作業半径6m以下　　10　　袋 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
バックホウ運転(クレーン機能付)(賃料) ｸﾛｰﾗ型 ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3		日				
諸　雑　費　(率＋丸め)		%				
計						
単位当たり						

那賀町

【 第　1 号 施工パッケージ 】

掘削 現場制約有　土砂　　1　　m3 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【労務】 普通作業員 【端数調整】 ［条件］ ［J1］= 1　土質 土砂				［J2］= 4　施工方法 現場制約あり			

那賀町

【 第　2 号 施工パッケージ 】

掘削 現場制約有　岩塊･玉石　　1　　m3 当り

名　称 ・ 規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【労務】 普通作業員 【端数調整】 ［条件］ ［J1］= 2　土質 岩塊･玉石			［J2］= 4　施工方法 現場制約あり				

那賀町

【 第　3 号 施工パッケージ 】

掘削 片切掘削 破砕片除去無し　軟岩　　1　　m3 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標・超低騒音・排：2014年規制] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 大型ﾌﾞﾚｰｶ(ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ含まず)[油圧式] 通称 1300kg級 その他(機械)							
【労務】							
特殊作業員							
運転手(特殊)							
普通作業員 その他(労務) 【材料】 軽油							
その他(材料)							

那賀町

【 第　3 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

掘削 片切掘削 破砕片除去無し　軟岩　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【端数調整】 ［条件］ ［J1］＝ 3　土質 軟岩 ［J8］＝ 1　破砕片除去の有無 破砕片除去無し				［J2］＝ 2　施工方法 片切掘削 ［J9］＝ 1　集積押土の有無 集積押土無し			

那賀町

【 第　4 号 施工パッケージ 】

掘削(砂防)　転石　　1　　m3 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)[標準型・排対型:2次基準] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 大型ﾌﾞﾚｰｶ(ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ含まず)[油圧式] 通称 1300kg級 その他(機械)							
【労務】							
運転手(特殊)							
その他(労務)							
【材料】 軽油 その他(材料) 【端数調整】							
[条件] [J1] = 5　土質 転石			[J4] = 1　掘削範囲 機械走行面より5m以内				

那賀町

【 第　5 号 施工パッケージ 】

積込(ルーズ)　土砂 小規模(標準)　　1　　m3 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)[標準型・排対型:3次基準] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 【労務】 運転手(特殊)							
【材料】							
軽油							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂			[J2] = 4　作業内容 小規模(標準)				

那賀町

【 第　6 号 施工パッケージ 】

土砂等運搬　小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂　　1　　m3 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称 4t積級 【労務】 運転手(一般)							
【材料】							
軽油							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2　土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1　土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む) [JD] = 12　運搬距離 19.0km以下			[J2] = 5　積込機種・規格 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 [J4] = 1　DID区間の有無 DID区間無				

那賀町

【 第　7 号 施工パッケージ 】

法面整形　切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土　　1　　m2 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【労務】 普通作業員 土木一般世話役 【端数調整】							
［条件］ ［J1］= 2　整形箇所 切土部 ［J4］= 1　土質 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土			［J3］= 1　現場制約の有無 現場制約有り ［J5］= 1　費用の内訳 全ての費用				

【 第　8 号 施工パッケージ 】

法面整形　切土部 軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ、中硬岩、硬岩　　1　　m2 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【労務】 普通作業員 特殊作業員 土木一般世話役							
その他(労務)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2　整形箇所 切土部 [J4] = 3　土質 軟岩Ⅰ、軟岩Ⅱ、中硬岩、硬岩			[J3] = 1　現場制約の有無 現場制約有り [J5] = 1　費用の内訳 全ての費用				

那賀町

【 第　9 号 施工パッケージ 】

法面整形　切土部 軟岩Ⅰ　　1　　m2 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 【労務】 普通作業員							
土木一般世話役							
運転手(特殊)							
【材料】							
軽油 【端数調整】 [条件] [J1] = 2　整形箇所 切土部 [J4] = 4　土質 軟岩Ⅰ				[J3] = 2　現場制約の有無 現場制約無し [J5] = 1　費用の内訳 全ての費用			

那賀町

【 第　10 号 施工パッケージ 】

現場発生品及び支給品運搬　ｸﾚｰﾝ装置付2t積級 2.9t吊　　1　　t 当り

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】 ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付] 通称 2t積級 吊能力2.9t 【労務】 運転手(特殊)							
特殊作業員							
【材料】							
軽油							
【端数調整】 [条件] [J1] = 1　ﾄﾗｯｸ機種 ｸﾚｰﾝ装置付2t積級 2.9t吊 [J5] = 13　片道運搬距離(km) 43.0km以下			[J4] = 1　DID区間の有無 DID区間無				

那賀町

R8 道路災害復旧工事R8災第3号 町道水崎線

数 量 計 算 書

数　量　総　括　表

工事区分	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	数　量	計上数量	備　考
(レベル 1)	(レベル 2)	(レベル 3)	(レベル 4)	(レベル 5)				
本工事費								
	土工							
		掘削工						
			人力掘削	土砂	m3	3.2	3	A
			人力掘削	軟岩	m3	4.9	5	B
			機械掘削	土砂	m3	0.0	0	C
			機械掘削	軟岩	m3	2.8	3	D
			崩土取除		m3	20.0	20	F 地山換算値
		転石破砕						
			転石破砕		m3	4.1	4	G バックホー
	残土処分工							
		残土処理						地山換算値
			残土処理	土砂+軟岩	m3	35.0	40	A+C+F+B+D+G
	法面工							
		法面整形	人力整形	土砂	m2	16.2	20	
			人力整形	軟岩	m2	40.1	40	
			機械整形	軟岩	m2	37.9	40	
			植生マット		m2	16.2	20	
			モルタル吹付	t=10cm	m2	78.0	78	
	仮設工							
		仮設防護柵						
			大型どのう		個	8.4	8	(L 10m×h 1.0) /(1.1*1.08)
			袋詰土量	流用土	m3	8.4	8	8.4個×1.0m3
			どのう袋処理	2kg/枚	kg	16.8	20	8.4個×2kg
	雑工							
		雑工						
			支障木伐採処理	雑木	式	1.0	1	
			根株処理		m3	1.1	1	
			根株運搬処理		ton	1.3	1	

土工計算書

測点名	点間距離	人力掘削(土砂)			人力掘削(軟岩)					
		断面	平均	積	断面	平均	積	断面	平均	積
+2.0	0.00	0.2	0.10	0.0	0.1	0.05	0.0			
+5.0	3.00	0.5	0.35	1.1	0.1	0.10	0.3			
+7.0	2.00	0.2	0.35	0.7	0.0	0.05	0.1			
+7.80	0.80	0.9	0.55	0.4	3.0	1.50	1.2			
+10.0	2.20	0.0	0.45	1.0	0.0	1.50	3.3			
計	8.00			3.2			4.9			
				m3			m3			

測点名	点間距離	機械掘削(土砂)			機械掘削(軟岩)					
		断面	平均	積	断面	平均	積	断面	平均	積
+2.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.8	0.40	0.0			
+5.0	3.00	0.0	0.00	0.0	0.6	0.70	2.1			
+7.0	2.00	0.0	0.00	0.0	0.0	0.30	0.6			
+7.80	0.80	0.0	0.00	0.0	0.1	0.05	0.0			
+10.0	2.20	0.0	0.00	0.0	0.0	0.05	0.1			
計	8.00			0.0			2.8			
				m3			m3			

測点名	点間距離	崩土取除								
		断面	平均	積	断面	平均	積	断面	平均	積
NO.0		0.0								
+2.0	2.00	0.9	0.45	0.9						
+5.0	3.00	4.3	2.60	7.8						
+7.0	2.00	3.8	4.05	8.1						
+7.80	0.80	3.8	3.80	3.0						
+10.0	2.20	0.0	1.90	4.2						
計	10.00			24.0						
				m3						

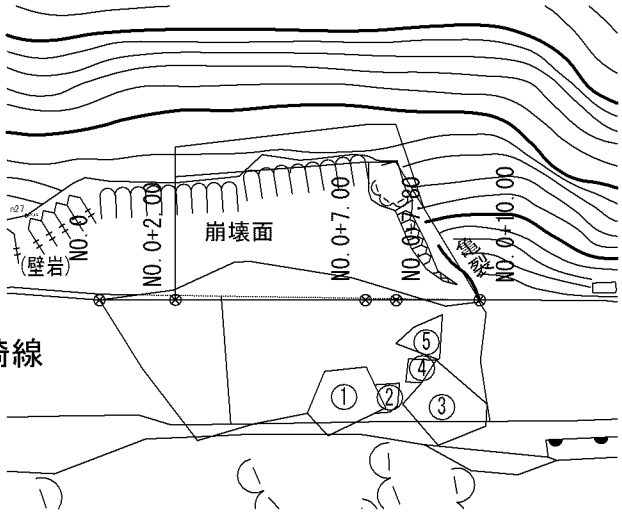
土工計算書

測点名	点間距離	法面整形(人力)(土砂)			法面整形(人力)(軟岩)			法面整形(機械)(軟岩)		
		断面	平均	積	断面	平均	積	断面	平均	積
+2.0	0.00	1.2	0.60	0.0	5.0	2.50	0.0	5.4	2.70	0.0
+5.0	3.00	3.0	2.10	6.3	5.9	5.45	16.4	5.4	5.40	16.2
+7.0	2.00	2.5	2.75	5.5	6.2	6.05	12.1	5.6	5.50	11.0
+7.80	0.80	2.3	2.40	1.9	6.1	6.15	4.9	5.6	5.60	4.5
+10.0	2.20	0.0	1.15	2.5	0.0	3.05	6.7	0.0	2.80	6.2
計	8.00			16.2			40.1			37.9
				m2			m2			m2

測点名	点間距離	植生マット			モルタル吹付					
		断面	平均	積	断面	平均	積	断面	平均	積
+2.0	0.00	1.2	0.60	0.0	10.4	5.20	0.0			
+5.0	3.00	3.0	2.10	6.3	11.3	10.85	32.6			
+7.0	2.00	2.5	2.75	5.5	11.8	11.55	23.1			
+7.80	0.80	2.3	2.40	1.9	11.7	11.75	9.4			
+10.0	2.20	0.0	1.15	2.5	0.0	5.85	12.9			
計	8.00			16.2			78.0			
				m2			m2			

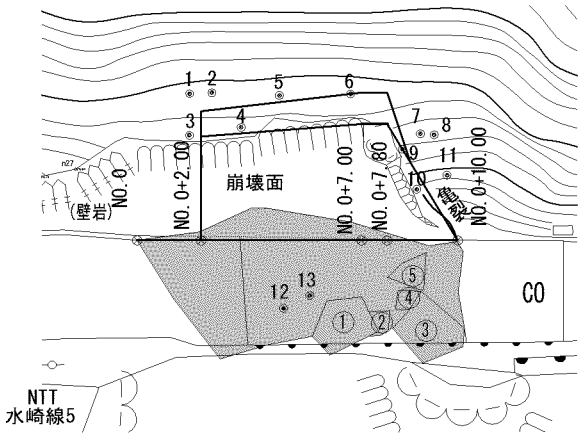
土工計算書

転石破砕



区分	W	L	H	W×L×H
①	2.0	1.5	0.3	0.9
②	2.0	0.8	0.6	1.0
③	2.3	1.3	0.6	1.8
④	1.0	0.6	0.4	0.2
⑤	0.6	0.5	0.6	0.2
計				4.1 m3

支障木処理



支障木伐採

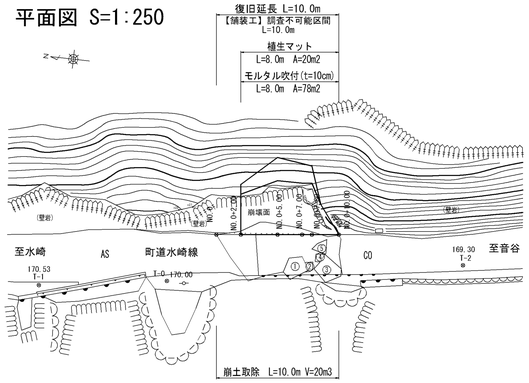
区分	樹種	胸高直径	根元径	伐採対象	根株容積	根株重量	備　考
		cm	cm		m3	kg	
1	雑木	13		○	0.05	52	
2	雑木	13		○	0.05	52	
3	雑木	7		○	0.01	4	
4	雑木	7		○	0.01	4	
5	雑木	13		○	0.05	52	
6	雑木	13		○	0.05	52	
7	雑木	25		○	0.16	200	
8	雑木	13		○	0.05	52	
9	雑木	30		○	0.19	256	
10	雑木	23		○	0.14	175	
11	雑木	30		○	0.19	256	
12	雑木	10		○	0.03	24	
13	雑木	20		○	0.11	136	
				計	1.09	1315	

根株の算定には、確定した計算式がないので、日本リサイクル緑化協会発表の試験結果を参考に算定する。

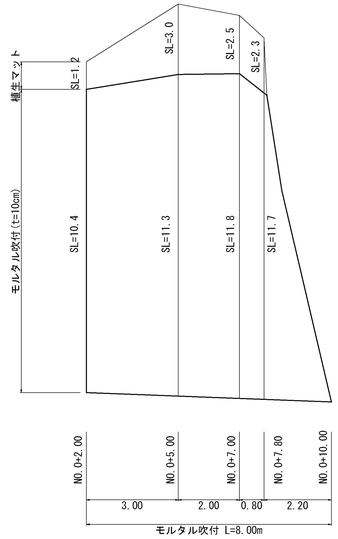
土工集計表

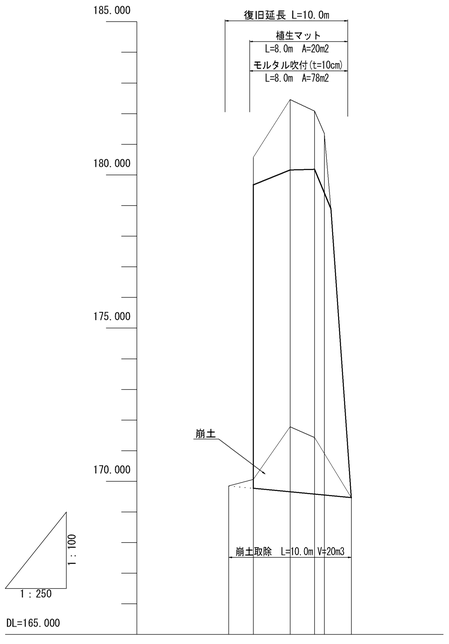
土工集計表						
	人力掘削	土砂	m3	3.2	A	
	人力掘削	軟岩	m3	4.9	B	
	機械掘削	土砂	m3	0.0	C	
	機械掘削	軟岩	m3	2.8	D	岩塊
	崩土取除		m3	24.0	E	ルーズな状況
						F　地山換算= 24/1.2 = 20 m3
	転石破砕		m3	4.1	G	バックホーによる破砕
	残土処理	土砂	m3	23.2		A+C+F
	〃	軟岩	m3	11.8		B+D+G
	人力整形	土砂	m2	16.2		
	人力整形	軟岩	m2	40.1		
	機械整形	軟岩	m2	37.9		
	植生マット		m2	16.2		
	モルタル吹付		m2	78.0		

平面図 S=1:250



法面工正面図 S=1:100

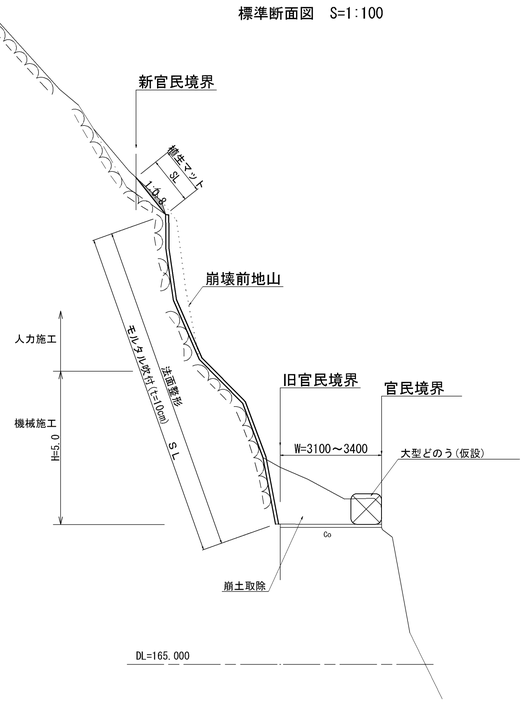




勾配		
計画高		
盛土高		
切土高		
地盤高	169.850	170.060
追加距離	0.000	2.000
点間距離	0.000	2.000
測点	NO.0	NO.0+2.00

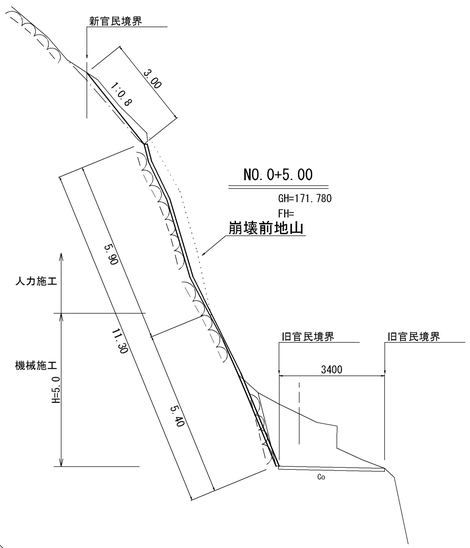
171.780	171.430	171.400	169.470				
5.000	7.000	7.800	10.000				
3.000	2.000	0.800	2.200				
NO.0+5.00	NO.0+7.00	NO.0+7.80	NO.0+10.00				

標準断面図 S=1:100



	点名	X座標	Y座標	Z
基準点	T-0	300.000	300.000	170.000
	T-1	310.348	298.499	170.526
	T-2	276.126	303.956	169.298
基準測点	NO.0	296.409	304.203	0.000
	NO.0+0.00	296.409	304.203	0.000
	NO.0+2.00	294.422	304.426	0.000
	NO.0+5.00	291.440	304.759	0.000
	NO.0+7.00	289.453	304.981	0.000
	NO.0+10.00	286.471	305.315	0.000

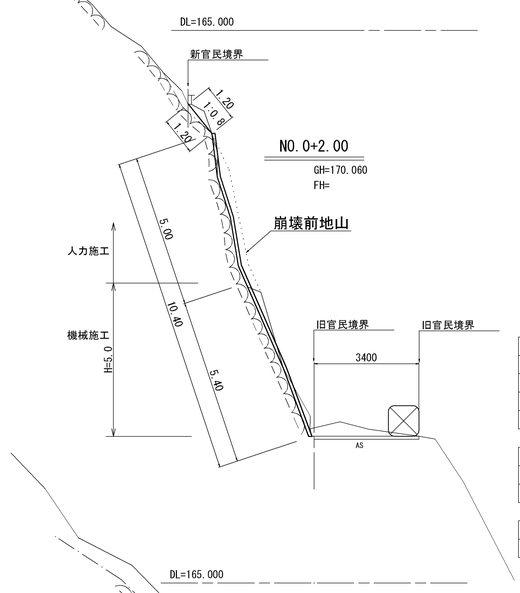
図面番号	第 1 号	図面総数	2 葉
図名	平面図、法面工正面図 縦断図、標準断面図	縮尺	図示
名称	令和8年度 道路災害復旧工事R8災第3号 町道水崎線		
施行箇所	那賀郡那賀町水崎		
工事種別	道路災害復旧工事		
所属年度	令和8年度	工事番号	



人力掘削（土砂）	0.5
人力掘削（軟岩）	0.1
機械掘削（土砂）	0.0
機械掘削（軟岩）	0.6
崩土取除	4.3

法面整形（人力）(土砂)	3.0
法面整形（人力）(軟岩)	5.9
法面整形（機械）(軟岩)	5.4

植生マット	3.0
モルタル吹付	11.3



人力掘削（土砂）	0.2
人力掘削（軟岩）	0.1
機械掘削（土砂）	0.0
機械掘削（軟岩）	0.8
崩土取除	0.9

法面整形（人力）(土砂)	1.2
法面整形（人力）(軟岩)	5.0
法面整形（機械）(軟岩)	5.4

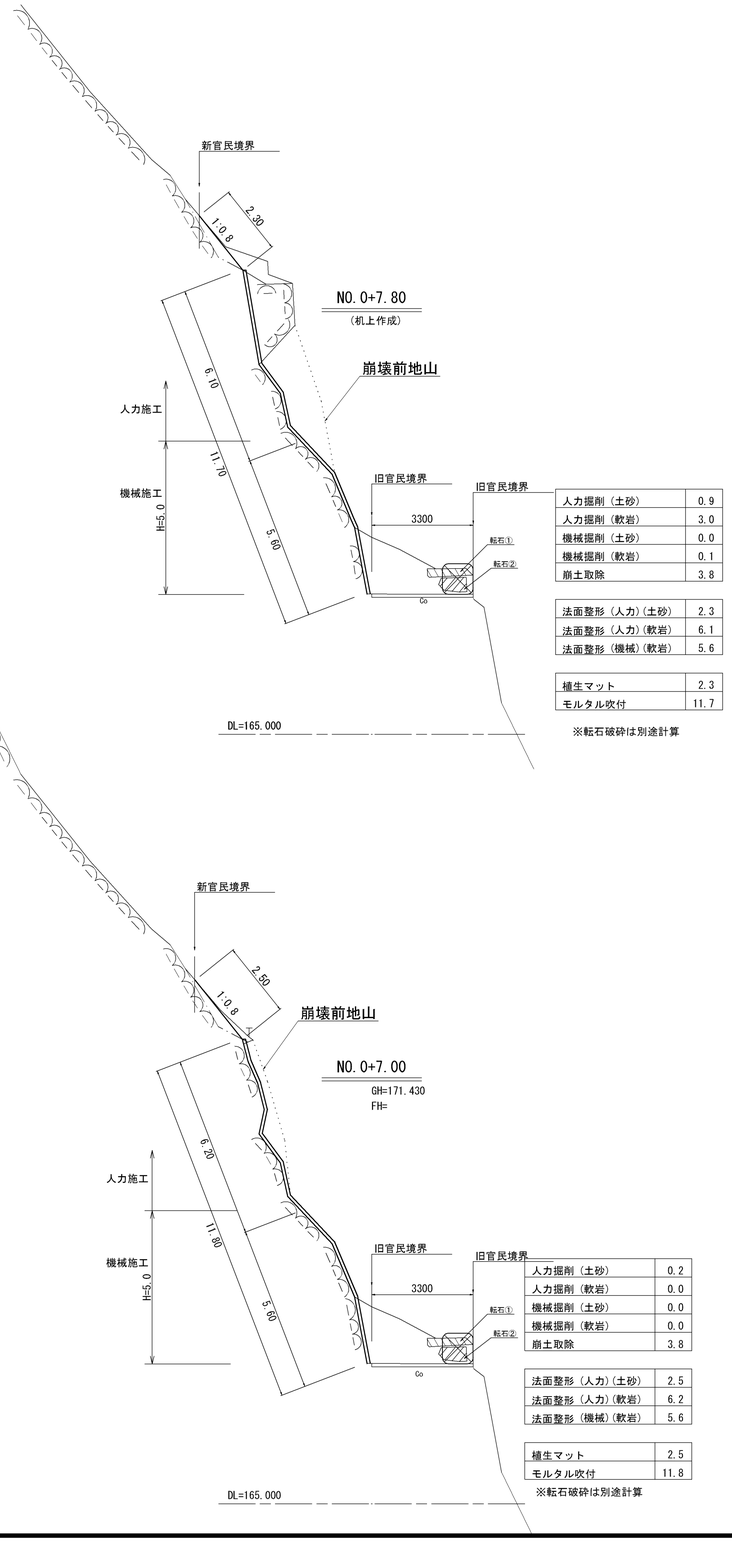
植生マット	1.2
モルタル吹付	10.4



人力掘削（土砂）	0.0
人力掘削（軟岩）	0.0
機械掘削（土砂）	0.0
機械掘削（軟岩）	0.0
崩土取除	0.0

法面整形（人力）(土砂)	0.0
法面整形（人力）(軟岩)	0.0
法面整形（機械）(軟岩)	0.0

植生マット	0.0
モルタル吹付	0.0



人力掘削（土砂）	0.9
人力掘削（軟岩）	3.0
機械掘削（土砂）	0.0
機械掘削（軟岩）	0.1
崩土取除	3.8

法面整形（人力）(土砂)	2.3
法面整形（人力）(軟岩)	6.1
法面整形（機械）(軟岩)	5.6

植生マット	2.3
モルタル吹付	11.7

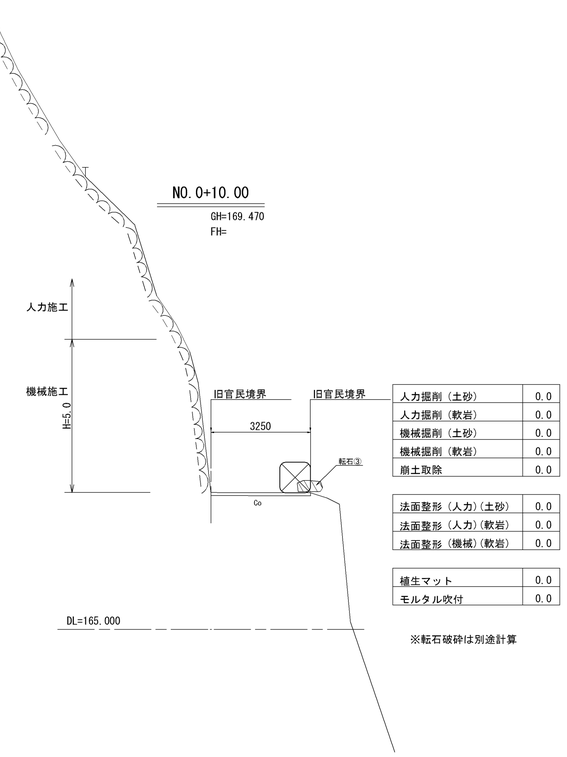
※転石破砕は別途計算

人力掘削（土砂）	0.2
人力掘削（軟岩）	0.0
機械掘削（土砂）	0.0
機械掘削（軟岩）	0.0
崩土取除	3.8

法面整形（人力）(土砂)	2.5
法面整形（人力）(軟岩)	6.2
法面整形（機械）(軟岩)	5.6

植生マット	2.5
モルタル吹付	11.8

※転石破砕は別途計算



人力掘削（土砂）	0.0
人力掘削（軟岩）	0.0
機械掘削（土砂）	0.0
機械掘削（軟岩）	0.0
崩土取除	0.0

法面整形（人力）(土砂)	0.0
法面整形（人力）(軟岩)	0.0
法面整形（機械）(軟岩)	0.0

植生マット	0.0
モルタル吹付	0.0

※転石破砕は別途計算

図面番号	第　2　号	図面総数	2　葉
図　名	横断図	縮尺	1:100
名　称	令和8年度　道路災害復旧工事R8災第3号　町道水崎線		
施行箇所	那賀郡那賀町水崎		
工事種別	道路災害復旧工事		
所属年度	令和8年度	工事番号	

現場説明書（令和7年7月1日以降適用）

工事名：

工　程

1 他工事等との調整 （対象　無）

2 施工の制限（対象　無）

3 作業時間帯（対象　無）

4 工事履行報告書（対象　有）

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

5 その他（対象　無）

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード（対象　無）

2 仮置ブロック（対象　無）

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書（現場着手時）」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査（対象　無）

2 支障物件の撤去（対象　有）

本工事内の測点No.　付近に存在する支障物件　の撤去については、令和812月下旬を予定しているので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。

なお、期日までに処理できず、工事内容に変更を伴う場合は、別途協議するものとする。

3 立木の置き場所（対象　無）

4 その他（対象　無）

公 害 対 策

1 事業損失防止対策（対象　無）

2 濁水処理（対象　無）

3 低騒音型・低振動型建設機械（対象　無）

4 六価クロム溶出試験（対象　無）

安 全 対 策

1 交通安全施設等（対象　無）

2 交通誘導警備員（対象　無）

3 足場通路等からの墜落防止措置（対象　有）

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

現場説明書（令和7年7月1日以降適用）

工事名：

4 建設用防護管（対象　無）

建 設 副 産 物

1 建設発生土の利用（対象　無）

2 建設発生土の搬出（対象　有）

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	
箇所又は住所	大戸残土処理場
運搬距離	19km以下
作業時間帯	午前9時～午後4時

3 再生利用のための建設副産物の搬出（対象　有）

1　受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2　受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3　自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4　受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥	その他(廃ﾌﾟﾗ)
対象物			○		○

4 最終処分のための建設副産物の搬出（対象　無）

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用（対象　無）

6 建設汚泥の中間処理方法等（対象　無）

7 建設汚泥処理土の利用（対象　無）

8 建設汚泥処理土の搬出（対象　無）

9 剥ぎ取り表土の利用（対象　無）

10 一般廃棄物の搬出（対象　無）

11 根株等の利用（対象　無）

12 根株処理工の出来高の算出（対象　無）

工 事 用 道 路

1 工事用道路等の補修（対象　無）

仮　設　備

現場説明書（令和7年7月1日以降適用）

工事名：

1 床掘（対象　無）

2 鋼矢板等の打込引抜工法（対象　無）

3 仮設防護柵工（対象　無）

4 仮締切り（土留）（対象　無）

5 鋼矢板二重締切（対象　無）

6 水替施設（対象　無）

7 異常出水の処置（対象　無）

そ の 他

1 図面の電子納品（対象　無）

2 標準断面図板設置の省略（対象　無）

3 しゅん工標設置の省略（対象　無）

4 施工計画書（対象　無）

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5、000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（低入札工事）においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務（対象　無）

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※（対象　無）

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務（兼務届を提出する場合）し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議（三者以上の会議を含む）を実施する。

①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
②現場条件が特殊である工事
③施工に要する技術が新規又は高度である工事
④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。
なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者（下請）の主任技術者を加え会議を実施する。
また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定（対象　無）

8 セメント・モルタル吹付（対象　無）

9 水抜孔（対象　無）

10 種子吹付（対象　無）

現場説明書（令和7年7月1日以降適用）

工事名：

11 植栽樹木の植え替え義務（対象　無）

12 使用材料の品質、規格、性能等（対象　無）

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等（対象　無）

14 使用材料の品質規格等（製品名表示）（対象　無）

15 県産木材の使用（県産木製型枠以外）（対象　無）

16 新技術の活用について（対象　無）

17 アスファルト舗装工事（施工途中の交通開放）（対象　無）

18 橋梁修繕工事（伸縮装置取替）（対象　無）

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/

土木工事特記仕様書（令和８年４月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　　本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第２条　　「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第３条　　当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

４　施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、

評定は行わないものとする。

5　受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第７条の補修工事の請求又は第８条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

（１日未満で完了する作業の積算）

第４条　「１日未満で完了する作業の積算」（以下「１日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

2　受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

4　受注者は、協議にあたって、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しないものとする。

5　通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第５条　本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2　施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3　夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4　試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第６条　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第７条　　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。

３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
　また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

４　現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

５　現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領
徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/

（資材価格高騰に対する特例措置）

第８条　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

２　本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（災害復旧事業等にかかる臨時措置）

第９条　　本工事は、災害復旧事業等に係る入札・契約制度の臨時措置の対象工事であり、別に定める「災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用」に基づき、現場代理人及び主任技術者等を配置すること。

運用掲載場所
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5031310/

（仮設トイレの洋式化）

第１０条　受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第１１条　受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

２　試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第１２条　受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/

（CIM 活用工事【受注者希望型】）

第１３条　本工事は、CIM（Construction Information Modeling,Management）を活用し、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図り、受発注者の生産性向上を目的とした「CIM 活用工事（受注者希望型）」の対象工事であり、別に定める「CIM 活用工事試行要領」を適用する。

２　本工事に関連する以下の業務・工事等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・Ｒ６〇〇業務
・Ｒ６〇〇工事

CIM 活用工事試行施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7302939/

（週休２日交替制工事）

第１４条　本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、技術者及び技能労働者が交替しながら週休２日の確保に取り組む「週休２日交替制工事」の対象工事であり、別に定める「週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

２　実施要領に基づき本工事で週休２日交替制工事の取組を希望する場合は、契約後速やかに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

３　本工事の経費の負担は、実施要領第９条（２）による。

４　週休２日交替制工事を実施する場合は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休２日交替制工事であることを記載するものとし、実施要領記載の図を参考とする。

週休２日確保工事等実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/

（ＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満））

第１５条　本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ（情報通信技術）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）の対象工事である。

２　本工事は、「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）試行要領」（以下「要領」という。）第４条に規定するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）を適用する。

ＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215788/

３　ＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）とは、次に示すＩＣＴ土工における施工プロセスの各段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

① 従来手法による起工測量（選択）
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

４　受注者は、次の（１）又は（２）のＩＣＴ施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）計画書」及び「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に要領第６条～第１２条によりＩＣＴ活用工事を行うことができるものとする。

（１）ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）

要領第３条に示す①～⑤の全ての段階においてＩＣＴ施工技術を活用する工事

（２）簡易型ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）

要領第３条に示す①～⑤の内、①②④⑤、②③④⑤又は②④⑤のいずれかの組合せでＩＣＴ施工技術を活用する工事

５　ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）をＩＣＴ活用工事（土工 1000m3 未満）の関連施工工種として実施することができることとし、対象工事、対象工種等は、各試行要領に基づくものとする。

ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035450/

（ＩＣＴ活用工事（法面工））

第１６条　本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ（情報通信技術）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（法面工）の対象工事である。

２　本工事は、「ＩＣＴ活用工事（法面工）試行要領」（以下「要領」という。）第４条に規定するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）を適用する。

ＩＣＴ活用工事（法面工）試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035451

３　ＩＣＴ活用工事（法面工）とは、次に示すＩＣＴ土工における施工プロセスの各段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
　ＩＣＴ活用工事（法面工）は対象外
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

４　受注者は、ＩＣＴ施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ＩＣＴ活用工事（法面工）計画書」及び「ＩＣＴ活用工事（法面工）施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に要領第６条～第１１条によりＩＣＴ活用工事を行うことができるものとする。

簡易型ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）

要領第３条に示す①～⑤の内、①②④⑤又は②④⑤のいずれかの組合せでＩＣＴ施工技術を活用する工事